

○大阪狭山市小規模企業融資あっせん要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府が定める中小企業融資制度要綱（以下「府要綱」という。）に基づく大阪府市町村連携型中小企業融資のあっせん（以下「融資あっせん」という。）を市内の小規模企業者に対して行うとともに、当該融資に係る利子及び保証料を補給することにより、小規模企業者の経営基盤の強化とその振興育成に資することを目的とする。

(融資あっせんの対象者)

第2条 融資あっせんの対象となる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定する小規模企業者で、原則として市内の同一場所において6箇月以上引き続き同一事業を営んでいるもの（個人経営の事業にあつては、その経営者が、本市において引き続き6箇月以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資あっせんの対象としない。

- (1) 府要綱第2条第1号ただし書の規定に該当するもの
- (2) 府要綱第7条各号のいずれかに該当する者
- (3) 市民税等の納税義務者で、融資の申込日以前1年間に納期が到来した市民税等を完納していないもの
- (4) 融資対象設備を大阪狭山市外に設置する者
- (5) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

(信用保証)

第3条 融資あっせんに係る融資は、大阪信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を必要とするものとする。

(融資限度額)

第4条 融資あっせんに係る融資限度額は、1事業者につき4,000,000円以

内とする。ただし、全国の信用保証協会（信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。）の既存の信用保証付融資残高（根保証においては極度額）との合算融資限度額は、20,000,000円以内とする。

（融資の条件）

第5条 融資あっせんに係る融資の条件は、次のとおりとする。

- （1） 資金の使途 運転資金又は設備資金とし、転貸資金とすることができない。
- （2） 融資利率 1.3パーセント
- （3） 融資期間 48月以内（うち据置期間6月以内）
- （4） 返済方法 毎月元金均等分割返済
- （5） 連帯保証人 府要綱の規定に基づく小規模企業サポート資金取扱要領（以下「府要領」という。）第1条に定めるところによる。

（取扱金融機関）

第6条 融資の取扱金融機関は、次のとおりとする。

- （1） 株式会社りそな銀行金剛支店
- （2） 株式会社関西みらい銀行狭山支店
- （3） 株式会社紀陽銀行狭山支店

（申込み等）

第7条 この要綱による融資あっせんの申込みは、府要綱に定める申込書に府要領第2条に掲げる添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査を行うものとする。

（その他）

第8条 前6条に定めるもののほか、融資あっせんに関し必要な事項については、府要綱及びこれに基づく他の定めによるものとする。

（利子及び信用保証料の補給）

第9条 市は、この要綱による融資あっせんによって融資を受けた者（融資に係る返済を約定どおり履行している者に限る。以下「借受者」という。）に対し、当該融資の取扱金融機関に支払った利子（延滞利子を除く。以下同じ。）及び保証協会に

支払った信用保証料を予算の範囲内で補給することができる。

- 2 前項の規定による利子及び信用保証料の補給は、第4条前段に規定する融資限度額を限度とした資金について行うものとする。

(利子補給金)

第10条 利子補給金の額は、借受者が当該融資につき、前年度4月1日から3月31日までの期間（以下「利子補給期間」という。）において取扱金融機関に支払った利子総額に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 利子補給金の交付を受けようとする借受者は、大阪狭山市小規模企業融資あっせん利子補給金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、毎年4月1日から6月30日までの間に市長に申請しなければならない。ただし、利子補給期間中に融資を完済した者にあつては、当該完済した日から申請することができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の内容について調査を行うことができる。

- 4 市長は、利子補給金の交付の可否を決定したときは、大阪狭山市小規模企業融資あっせん利子補給金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により借受者に、その旨を通知するものとする。

- 5 前項の規定により利子補給金の交付の決定を受けた者は、直ちに大阪狭山市小規模企業融資あっせん利子補給金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(信用保証料補給金)

第11条 信用保証料補給金の額は、借受者が当該融資につき、保証協会に支払った信用保証料の額に相当する額とする。

- 2 信用保証料補給金の交付を受けようとする借受者は、大阪狭山市小規模企業融資あっせん信用保証料補給金交付申請書（様式第4号）に取扱金融機関が証明した大阪狭山市小規模企業融資あっせん借入金完済証明書（様式第5号）を添えて、完済後1年以内に市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、信用保証料補給金の交付の可否を決定し、大阪狭山市小規模企業融資あっせん信用保証料補給金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により借受者に、その旨を通知するものとする。

4 前項の規定により信用保証料補給金の交付の決定を受けた者は、直ちに大阪狭山市小規模企業融資あっせん信用保証料補給金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、借受者が虚偽の申請その他不正の手段により利子補給金及び信用保証料補給金の交付を受けたときは、第10条第4項及び前条第3項の規定による交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金及び信用保証料補給金の全部若しくは一部に相当する額の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成19年9月28日要綱第26号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

（大阪狭山市小規模企業融資あっせん信用保証料補給金要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

（1） 大阪狭山市小規模企業融資あっせん信用保証料補給金要綱（昭和54年大阪狭山市要綱第4号）

（2） 大阪狭山市小規模企業融資あっせん利子補給金交付要綱（平成12年大阪狭山市要綱第24号）

（3） 大阪狭山市小規模企業融資あっせん要綱（平成6年大阪狭山市要綱第15号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の大阪狭山市小規模企業融資あっせん信用保証料補給金要綱及び大阪狭山市小規模企業融資あっせん利子補給金交付要綱の規定によりこの

要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた融資に係る保証料補給及び利子補給については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に前項の規定による廃止前の大阪狭山市小規模企業融資あっせん要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づきなされた融資のあっせん及びこれに伴う手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧要綱の規定に基づき行った預託は、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月6日要綱第23号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年1月6日要綱第1号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「3,000,000円」を「4,000,000円」に改める部分に限る。）及び第5条第2号の改正規定は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大阪狭山市小規模企業融資あっせん要綱第4条及び第5条第2号の規定は、施行日以後の融資について適用するものとし、施行日以前の融資については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日要綱第11号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大阪狭山市小規模企業融資あっせん要綱第4条の規定は、施行日以後の融資について適用するものとし、施行日以前の融資については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第30号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の規定による改正前の関係要綱の様式の規定に基づき作成した用紙は、この要綱の規定による改正後の関係要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。